

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

東庄町立東庄中学校

（令和 7 年 1 0 月 1 日改定）

＜ 目 次 ＞

はじめに	1
Ⅰ 基本理念	1
Ⅱ いじめの定義	2
Ⅲ いじめ防止等の対策のための施策	4 ～ 7
1 各年度の開始時に行うこと	4
2 いじめの防止等の対策のための組織	4
3 いじめの未然防止	6
4 いじめの早期発見	7
Ⅳ いじめを認知した場合の対応	8 ～ 12
1 事実確認と報告	8
2 いじめ対応の原則の共通理解	9
3 対象生徒及び保護者への対応	9
4 関係生徒及び保護者への対応	10
5 傍観者への指導	10
6 いじめの解消	11
7 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導	11
8 いじめを認知した場合の対応の流れ	12
Ⅴ いじめの重大事態への対処	13 ～ 21
1 重大事態とは	13
2 学校におけるいじめ重大事態に対する平時からの備え	14
3 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む）を認知した場合の対応	15
4 調査の主体の決定	16
5 調査組織の構成の検討	16
6 事前説明	16
7 調査の実施	17
8 調査中の対象児童生徒とその保護者への経過報告	18
9 調査報告書の作成	19
10 調査結果の説明・公表	20
11 町長への調査結果の報告	21
12 調査報告書の公表	21
Ⅵ 基本方針の見直し	21
Ⅶ いじめ防止対策に係る年間計画	21

はじめに

本学校いじめ防止基本方針に頻出の用語の定義

○対象生徒

“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある生徒

○関係生徒

いじめを行った疑いのある生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある生徒

○いじめを行った生徒

関係生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった生徒

10 ○他の関係生徒

関係生徒のうち、いじめを行った生徒以外の生徒

1 基本理念

全ての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて重要な要素となっている。

生徒は、人と人とのかかわりの中で、自己の特性を認識したり可能性を見出したりしている。また、他者の長所等を発見し、互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指し伸び伸びと生活できる。

20 しかし、ひとたび生徒たちの間に、他者を排除するような雰囲気醸成されれば、その場は生徒の居場所としての機能を失い、いじめを助長させる要因になりかねない。いじめは、「生徒の尊厳を傷つける行為」であり、生徒にとって健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであり、場合によっては命さえ奪ってしまうものであるとの認識を持つ必要がある。

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。学校職員及び関係者が連携し総力を挙げてその対策に取り組むことが必要である。

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

30 そこで以下の基本的な考え方に立ち、東庄町教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめ防止等に向けた対策を講じるものとする。

- | |
|---|
| <p>1 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関することに生徒の理解を深めること。</p> <p>2 『いじめ』はどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなりうるし、被害者と加害者が入れ替わることもありうる」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくようにすること。</p> |
|---|

- 3「対象生徒の立場に立ち、対象生徒の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題に対応すること。
- 4 いじめの加害・被害という二者関係だけでなく学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすること。

Ⅱ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第2条

【参考】いじめの定義の変遷

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。



【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

○「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除

○「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加



【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

（※）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

○「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、対象生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、「いじめ」に該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※「対象生徒の立場に立つて」とは、対象生徒の気持ちを重視することである。

※学校の内外を問わず同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※「心理的又は物理的攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

「けんか等」を除く。ただし、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては教育的な配慮や対象者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめの芽」や「いじめの兆候」と言った言葉が使われることがある。「いじめやその兆候を早期の段階で把握するように努めた」などを例としてあげることができる。しかし、このような言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと捉えることにより、いじめを見落とすことにつながりかねない。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についてもいじめの定義に従い、いじめとして認知していく。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための施策

1 各年度の開始時に行うこと

(1) 教職員に対して

ア 学校いじめ防止基本方針・重大事態への理解を深める

年度初めの職員会議や教員研修等において、全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識を深める。

(2) 生徒及び保護者に対して

ア 学校いじめ防止基本方針の年度初めの説明について

学校いじめ防止基本方針や学校いじめ防止等の対策のための組織について、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明する。

イ 警察へ相談・通報することについて生徒、保護者等への周知について

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明するとともに、文書での周知も併せて行う。

ウ 保護者がいじめに係る相談を受けた場合の対処について

いじめ防止対策推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、このことを、入学時・各年度の開始時に保護者等に説明し、いじめに係る相談を受けた場合には、学校に通報するよう協力を求める。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止等の対策のための組織の名称

本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うための組織を「いじめ防止対策委員会」という。

(2) いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」）の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

「学校いじめ防止基本方針」の見直し、学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、本校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う役割

イ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、対象生徒に対する支援・関係生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を図る役割
オ「重大事態の調査」の母体組織としての役割

(3) いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」）の構成

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭（スクールカウンセラー）で組織する（週 1 回開催の「主任会議」で兼ねる）。ただし、協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

(4) いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」）活動内容

ア いじめの早期発見に関すること

○ アンケート調査（年 10 回）の実施

アンケートへの回答は自宅で行う。また、記名・無記名を選択できるものとする。生徒が記載したアンケートは、封筒（長形 3 号等）に入れた状態で提出日に持参し、担任等へ提出する際には封筒から出す。担任等は、回収したアンケートの記載内容を確認せずに封筒（角型 2 号等）に入れ、学年主任等はその封筒を各教室で回収し、速やかに生徒指導主事に届ける。校長及び教頭は、回収した全てのアンケートの記載内容を確認する。いじめの疑いのある記載があった場合には、原則としてその日のうちに、生徒指導主事は、当該学年主任に当該生徒への聴き取り調査及び「いじめ・問題行動等対応記録」への記載を指示する。

○ 教育相談等（各学期に 1 回）の実施

○ 「相談BOX」を 1 階ホールに設置する。

「相談BOX」内の相談状況は、養護教諭が毎日、原則昼頃に確認する。なお、養護教諭が出張等で不在の場合は、生徒指導主事が相談状況の確認を代行するものとする。

相談等があった場合には、原則として、その日のうちに、生徒指導主事に報告し、報告を受けた生徒指導主事は、当該学年主任に当該生徒への聴き取り調査及び「いじめ・問題行動等対応記録票」への記載を指示する。

諸事情により、その日のうちに聴き取り調査等を行うことが困難な場合には、当該生徒に対し聴き取り調査等の日程を示すなどして、当該生徒によるアンケートへの記入を担当等が確認していることを伝え、当該生徒の不安の緩和に努める。

イ いじめ防止に関すること

ウ いじめ事案への対応に関すること

エ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めること

(5) いじめ防止等の対策のための組織（「いじめ防止対策委員会」）開催回数及び開催日

毎週 1 回の主任会議で実施する。ただし、いじめ事案又はいじめの疑いのある事案の発生時は、臨時に開催することとする。この場合、緊急に集まることが困難な場合は、校長、教頭又は主幹教諭、当該いじめ事案又はいじめの疑いのある事案に関係する職員（当該学年主任、当該学級担任等（当該部活動顧問））のみで対応することもある。その際には、翌授業日

までに速やかに校内システムのチャット機能等を活用し「いじめ防止対策委員会」の委員間での情報共有に努めることとする。

3 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。生徒に、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員は、一人一人の生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要である。

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級において人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要である。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、生徒の人権感覚や共生感覚が養われる。

したがって、「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができる。その際、生徒の基本的人権に配慮しつつ、次の点に留意することが重要である。

- 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- 生徒間で人間関係が固定化されことなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また、生徒に対しては、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されないものである」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(3) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

道徳科や学級活動等の時間に実際の事例や動画などを教材に生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を設定する。生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが重要になる。

いじめ衝動を発生させる原因として、

- 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- 嫉みや嫉妬感情

- 遊び感覚やふざけ意識
- 金銭などを得たいという意識
- 被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。

生徒が自分の感情に気づき適切に表現することを学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れた取組を行うことも重要となる。

(4) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側の二者関係だけで生じるものではない。「観衆」としてはやし立てる存在や、周囲で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が出現するかどうかポイントになる。

生徒の中には他者の評価を行動基準としたり、他者の視線を気にしたりするタイプが多く、周囲に過剰に同調する傾向がみられる。そこに危害回避感情が重なることにより「仲裁者」「相談者」になることが困難になる。学級担任が信頼される存在として生徒の前に立つことによって初めて、生徒の間から「仲裁者」や「相談者」の出現が可能になる。また、いじめの「傍観者」が、「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行うことも重要である。

(5) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなりうるという認識と、被害者と社会に対する行為への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることが必要になる。

このことから、生徒の発達段階にに応じて、法令や本いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、法令の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付けることも、未然防止教育として重要である。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員が的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える集団や学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、対象生徒からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する。

(2) いじめアンケートの実施

アンケートの実施にあたっては、自宅で記入させることにより、他人に見られないような配慮をする。また、アンケート回収後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見られた時には時を置かずに対応する。

10

IV いじめを認知した場合の対応

1 事実確認と報告

(1) いじめの発見・通報を受けた場合

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、対象生徒を守り通すとともに、関係生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。

20

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を定期的にいじめ防止対策委員会に報告する。

いじめ防止対策委員会による「いじめの認知」を機動的に行うために、生徒の些細な変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた生徒の氏名とともに、「いじめ・問題鼓動等対応記録票」を活用して共有する。生徒指導主事は、集約した情報を整理し、緊急性について仮判断（「いじめ防止対策委員会を招集して検討する」、「2～3日様子を見る」、「一過性のトラブルとして記録のみ等の対応」の仮仕分け）を行い、校長の承認を得て仮判断を実行に移す。必要な場合は、関係職員からの聴き取り等も実施する。

30

(2) いじめアンケートで発覚した場合

各学年で回収され生徒指導主事に届けられたいじめアンケートは、生徒指導主事、教頭、校長の順に、全てのアンケートの記載内容を確認する。その際、気になる記述があるアンケートについては、付箋を貼付する。気になる記載のあるアンケートは、校長、教頭、生徒指導主事が協議を行い、いじめが疑われる事案か否かを判断する。いじめが疑われる事案については、各学年主任等に関係生徒に対する聴き取り調査を実施するよう指示をする。その後の対応は、「(1) いじめの発見・通報を受けた場合」の記載内容と同様に対応する。

2 いじめ対応の原則の共通理解

(1) 対象生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを認知したら、対応の第一歩として、何よりも対象生徒の保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、対象生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。その際、以下の点に留意する。

- 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う
- いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- 大人の思い込みで生徒の心情を勝手に受け止めないこと
- 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

(2) 対象生徒のニーズの確認

対象生徒のニーズを確認する。危機を対象生徒と一緒にしのいでいく姿勢に基づき、安全な居場所の確保や関係生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援策を提示し、本人やその保護者に選択させる。

3 対象生徒及び保護者への対応

対象生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、対象生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に対象生徒の保護者に事実関係を伝える。対象生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、対象生徒の見守りを行うなど、対象生徒の安全を確保する。

あわせて、対象生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、対象生徒に寄り添い、支える体制をつくる。

対象生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて関係生徒等を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、対象生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

なお、関係生徒等を別室において指導する場合は、コンピュータ室や生徒会室等を使用することし、所属学級における授業をオンライン配信することにより関係生徒の教育の機会を担保する。その際、教職員を別室に1名配置（複数の別室を使用する場合は、1名が各教室を巡回）し、指導に当たる。配置する教職員は、学年所属以外の職員が中心となって当たり、当該学年の職員がこれを補助する。また、別室による指導の期間は、1か月程度とする。関係生徒が教室に戻ることににより、対象生徒が同じ空間にいないことができないなど、対象生徒の状況によっては、半月から1か月程度延長することができる。

対象生徒の教育の権利その他の権利利益が擁護されるように配慮する。例えば、対象生徒が登校できない又は所属学級に入れない状況となった場合には、所属学級等の授業をオンラインで配信するなどの措置をとるとともに、配信に必要な機器をできる限り提供することとする。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取り調査やアンケート等により判明した情報を適切にいじめ防止対策委員会に提供する。

4 関係生徒及び保護者への対応

関係生徒からも事実関係の聴き取り調査を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速にいじめた生徒の保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

【参考】学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

5 傍観者への指導

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

また、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消については、いじめ防止対策委員会で「いじめ解消の2つの要件」が満たされているかについて検討し、判断することとする。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎないことから「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、対象生徒生並びにいじめを行った生徒及び他の関係生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。また、必要に応じて、対象生徒に心身の苦痛を感じていないかなどについて聴き取る。また、「解消している」状態に至ったのちも、定例のいじめ防止対策委員会において、月に1回程度その状況を確認することとする。

7 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも重大化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめにかかる情報を共有しケースに応じた対応策を検討する必要がある。いじめの問題が複雑化し対応が難しくなりがちなケースとして一般的に次のような状況が考えられる。

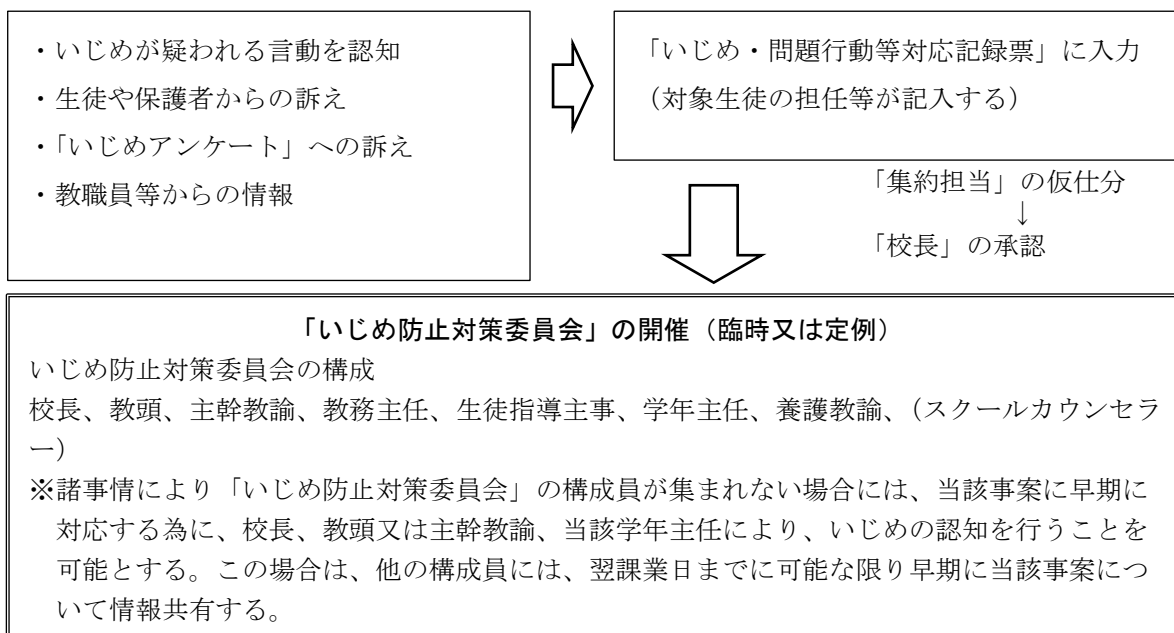
- 周りからは仲がよいとみられるグループ内でのいじめ
- 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- 被害と加害が錯綜しているケース
- 教職員等が、被害生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
- いじめが集団化し孤立状況にある（と被害生徒が捉えている場合も含む。）ケース

- 学校として特に配慮が必要な生徒が関わるケース（※）
- 学校と関係する生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
- ※ 発達障害を含む、障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた支援を行う必要がある。

8 いじめを認知した場合の対応の流れ

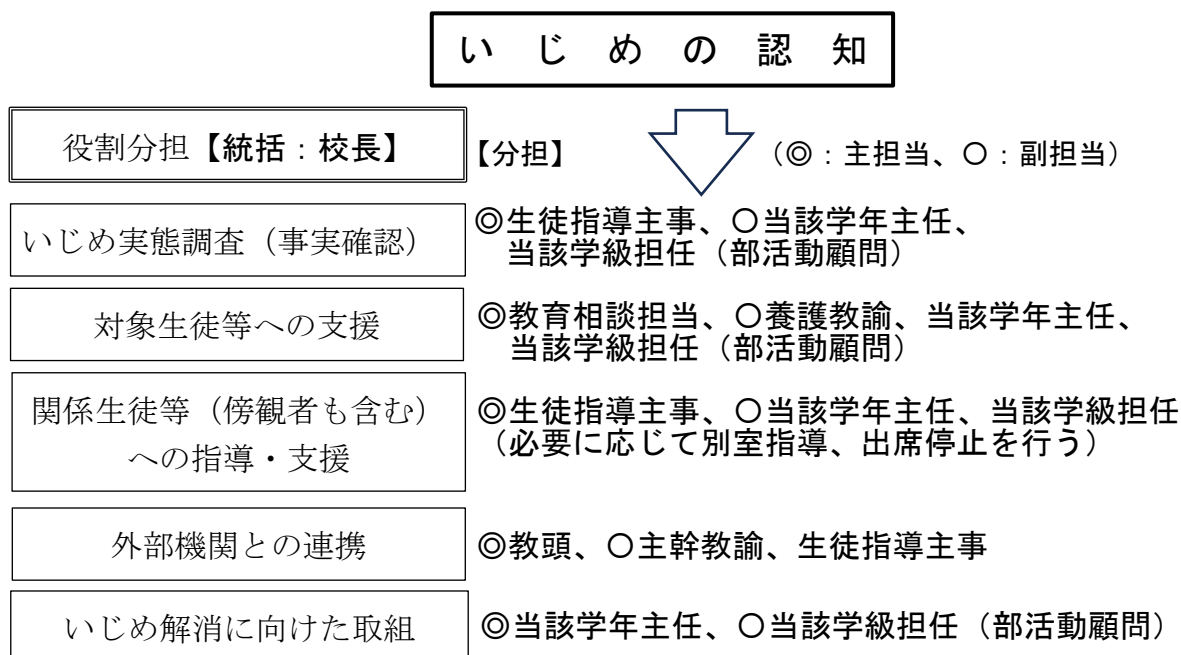
(1) いじめの疑いのある言動等の発見から組織的対応の展開

ア いじめの疑いのある言動等のキャッチ

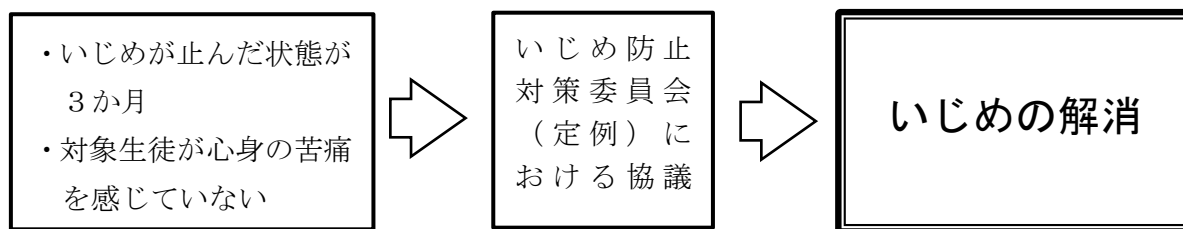


『「いじめ防止対策委員会」の招集』の他に、「2～3日様子を見る」、「一過性のトラブルとして記録のみ」等の対応を行う。

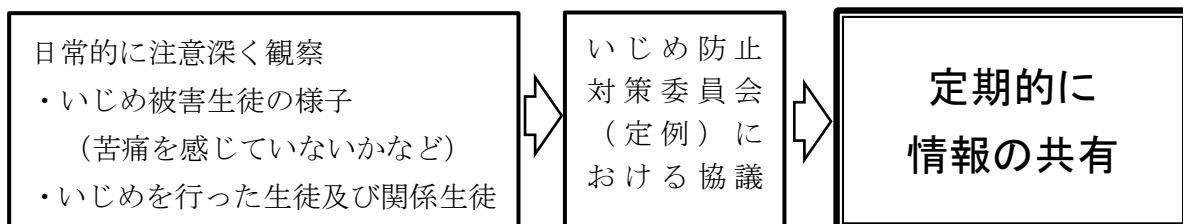
イ いじめの認知及び対応方針の決定・役割分担



③ いじめの解消の判断



④ いじめ解消後の状況の経過観察



V いじめの重大事態への対処

1 重大事態とは

(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

【重大事態として扱われた例】

- ・生徒が自殺を企図した。
- ・暴行を受けて骨折した（おおむね30日以上に加療を要すると見込まれる重大な傷害を目安）。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続いた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ・複数の生徒から高額のお金を強要された。
- ・スマートフォンを破壊された。 など

(2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は町教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

【重大事態として扱われた例】

- ・30日以上欠席が続いている。
- ・長期間の欠席後、転学した。 など

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 学校におけるいじめ重大事態に対する平時からの備え

(1) 学校いじめ防止基本方針・重大事態への理解を深めることについて

10 年度初めの職員会議や教員研修等において、全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて理解を深めるよう努める。

(2) 重大事態への対応に向けての体制整備について

実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できるよう体制を整える。

教職員の役割分担は、「IV 8 (1) イ いじめの認知及び対応方針の決定・役割分担」を基本とする。事案により、校長が役割分担を必要に応じて変更することができる。

(3) 学校いじめ防止基本方針の年度初めの説明について

学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明する。

(4) いじめ防止対策委員会の実効的な組織体制の整備について

20 いじめ防止対策委員会について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整える。

ア 学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行う。

イ いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと

【参考】いじめ防止対策推進法

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

ウ 重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など

(5) いじめ防止対策委員会が、重大事態の防止及び発生時の適切な対処に果たす役割について

30 校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において、いじめ防止対策委員会の定期的な開催等を位置付けるとともに、いじめ防止対策委員会が重大事態の発生を防ぐため

に重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行う。

(6) 東庄町教育委員会との連携の強化について

いじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に東庄町教育委員会に相談を行うことができるよう担当指導主事との関係を深めて、連携体制を整えておく。

(7) いじめ防止対策委員会における会議内容等の記録について

いじめ防止対策委員会において、会議を開催した際の議事録は、教務主任が作成するものとする。また、生徒への支援及び指導を行った際の記録は、各学年主任の責任の下作成するものとする。これらの記録については、「東庄町立小学校及び中学校管理規則」で規定している公文書の保存期間は、「その他の公文書」のうち「内容が重要なもの」を適用し、5年間とする。

また、重大事態に係るような重要な事案に関する資料の保存期間は5年では短いことから、重大事態に係る資料の保存期間は、千葉県教育委員会行政文書管理規則「別表第二（第十条第一項）」の「児童及び生徒に関する事項」を適用し10年とする。さらに、重大事態のうち生徒の自殺に係るような特に重要な事案に関する資料の保存期間は30年とする。

(8) 生徒指導に係る指導内容の記録について

教育活動における各生徒への生徒指導上の様々な情報については、「いじめ・問題行動等対応記録票」に記録し、保存する。

(9) いじめが重大事態となる可能性が判明したときの対応について

学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒については、その時点で当該生徒の保護者に重大事態調査についての説明を行い、学校と家庭が連携して生徒への支援について方向性を共有できるようにする。

(10) 警察への相談・通報についての生徒、保護者等への周知について

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者等に説明するとともに、文書での周知も併せて行う。

3 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む）を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、いじめ防止対策委員会を迅速に開き、第一に対象者等の安全確保とケアのための取組を検討し実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

次に、いじめ防止対策委員会を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否かを判断する。判断に迷う場合は、東庄町教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合は、東庄町教育委員会を通して、千葉県教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、文書により情報提供する。

なお、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

4 調査の主体の決定

重大事態への対応は、東庄町教育委員会が、いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校が主体となって調査を実施する場合には、いじめ防止対策委員会が中心となって、被害生徒の安全確保や関係生徒への対応、調査のための資料の収集などに組織的に対応する。

また、東庄町教育委員会が主体となって調査を実施する場合でも、対象生徒の安全確保や関係生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることから、いじめ防止対策委員会を活用した対応を継続する。

5 調査組織の構成の検討

対象生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等、特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織とする（学校いじめ対策組織方式のうち、第三者性が確保されたもの：第三者委員会方式）。

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者である場合もある。

6 事前説明

重大事態調査を行う前に、対象生徒とその保護者への説明を行う。調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行う。

この事前説明では、対象生徒とその保護者が何を求めているか、どのような疑問を持っているのかなど真意をよく聴き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。

(1) 対象生徒とその保護者への説明事項

対象生徒とその保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して示すなど説明内容を「見える化」するように努める。

事前説明は、大きく２段階に分けて行うことを原則とする。当該事案が「いじめ重大事態に当たると判断した後（すなわち、重大事態調査を行うこととなった後）速やかに説明・確認する事項」と「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」がある。

ただし、対象生徒とその保護者が第三者として調査に加わることを望まないことにより、調査組織の構成が、いじめ防止対策委員会のみとなる場合には、「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」の事前説明を「いじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項」の事前説明に併せて行う場合もある。

(2) 関係生徒と保護者に対する説明等

関係生徒とその保護者に対しても事前の説明を行う。基本的には、対象生徒とその保護者に対する「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」について、関係生徒とその保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することもある。

特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象生徒とその保護者に提示、提供、説明を行うことになることから、このことを説明することが必要である。

7 調査の実施

10 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、いじめ防止対策委員会において、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

＜事前に確認・検討すべき事項＞

- ・調査の目的・趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・調査方法やスケジュール
- ・調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・調査結果の公表の有無、在り方

20 調査の進め方は、以下のような流れを基本とする。

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）

- ・生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・いじめ対策組織等の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

② 対象生徒とその保護者からの聴き取り

↓

30 ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り調査
- ・関係生徒からの聴き取り調査やアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り調査（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取り調査を依頼）

↓

④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り調査等を実施）

↓

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討



⑥ 報告書の作成、取りまとめ

(1) 聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

聴き取り調査やアンケート調査を行う際には、調査対象者に対して実施前に丁寧な説明を行う。

警察が捜査・調査中の事案について生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図るよう努める。聴き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明する。聴き取り相手に対しても聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求める。

事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残す。

(2) 聴き取り調査の方法及び留意事項

聴き取り場所や聴き取りの時間帯については、生徒やその保護者に配慮して設定する。生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮に努める。ただし、他の生徒の授業の実施が不可能になるなど、校内体制から不可能な場合は、これらの職員が同席しない場合もある。

聴き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。

(3) 生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

アンケート調査等を行う場合には、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象生徒とその保護者の意向も確認する。アンケートの記入に際して、学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出させるなどの配慮を行う。

アンケート調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、原則として記名方式とする。

8 調査中の対象生徒とその保護者への経過報告

重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。対象生徒とその保護者に対して、丁寧に連絡を取り合い調査の経過報告をすることにより、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明するよう努める。

9 調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおりとする。

調査報告書は、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載する。

【共通事項】

	標準的な項目	記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	・重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
	(1) 調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。
	(2) 調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
	(3) 調査組織の構成	・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
	(1) 基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象生徒の学年、性別、(氏名)、対象生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
	(2) 当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
	(1) 調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
	(2) 調査内容	・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象生徒の訴え	・聴き取り等を通じて把握した対象生徒の訴えをまとめる。 ・対象生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
	(2) 関係生徒からの聴取内容	・関係生徒の聴き取り内容をまとめる。 ・関係生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
	(3) 当該事案の事実経過	・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 ・事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	

			・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応		
	(1)	学校の対応について	・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令等に照らして対応の検証を行う。
	(2)	町教育委員会の対応について	・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令 ・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(3)	学校及び学校の設置者の対応に係る考察	・学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言		
	(1)	当該事案への対処について	・当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 ・対象生徒の不登校が継続している場合に、当該生徒への支援方策等をまとめる。
	(2)	学校及び町教育委員会に対する提言	・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料		

10 調査結果の説明・公表

(1) 対象生徒とその保護者に対する調査結果の説明

いじめ防止対策法第28条第2項には、「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定していることから、対象生徒とその保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。

調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する。

(2) 対象生徒とその保護者による町長への調査結果に対する所見書の提出

対象生徒とその保護者に対して、重大事態調査結果を町長等に報告する際に対象生徒とその保護者からの所見書を併せて提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や、提出する意思がある場合には、その時期の目安等を示す。

(3) 追加調査について

調査報告書に対して、対象生徒及び保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象生徒とその保護者の意向を確認した上で調査組織の判断で、追加で調査を行うよう努める。

(4) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

対象生徒とその保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒とその保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

その際、対象生徒とその保護者には、自身に関する記載部分について事前に要望を確認し、その意向を踏まえて、該当箇所を伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うようにする。調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える。

11 東庄町長への調査結果の報告

いじめ防止対策推進法に基づいて東庄町長へ調査結果を説明する。この説明は、原則として、東庄町教育委員会が行う。その際、対象生徒とその保護者から所見書が提出されている場合には、併せてその内容を説明する。

12 調査報告書の公表

調査報告書は、東庄町いじめ問題対策連絡協議会条例第12条第2項の規定に基づき公表しない。

VI 基本方針の見直し

「東庄中学校いじめ防止基本方針」の見直しは、「いじめ防止対策委員会」で行う。学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。また、学校評価アンケートも見直しの資料とする。

VII いじめ防止対策に係る年間計画

令和7年度東庄町立東庄中学校におけるいじめ防止対策に係る年間計画（令和7年10月以降）

月	職員会議・いじめ防止対策委員会、職員研修	学校が実施する取組		
		いじめ未然防止の取組	いじめ早期発見の取組	家庭・地域との連携
10月	- いじめの認知 - いじめへの対処 - いじめの解消の判断（月末）			
11月	- いじめの認知 - いじめへの対処 - ストレスに適切に対処できる力の育成に関する取組（検討） - いじめの解消の判断（月末）	人権教室	- いじめアンケートの実施（上旬） - 教育相談期間②	
12月	- いじめの認知 - いじめへの対処 - いじめの解消の判断（月末） 3期のいじめ未然防止の取組内容の検討及び策定（生徒指導部会と連携）	ストレスに適切に対処できる力の育成に関する取組	いじめアンケートの実施（上旬）	生徒指導地域推進委員会
1月	- いじめの認知 - いじめへの対処 - いじめ防止基本方針の見直し	ピア・サポートの実施（1、2年生 学級活動）	いじめアンケートの実施（上旬）	

	・いじめの解消の判断 (月末)			
2月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめ防止基本方針及び年間計画の見直し ・いじめの解消の判断 (月末)		・いじめアンケートの実施(上旬)	・町学校運営協議会
3月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・次年度のいじめ防止基本方針の改定 ・情報モラル教育年間指導計画の見直し ・いじめの解消の判断 (月末) ・次年度への引継事項についての確認 ・次年度1学期のいじめ未然防止の取組内容の検討及び策定		・いじめアンケートの実施(上旬)	

令和8年度 東庄町立東庄中学校におけるいじめ防止対策に係る年間計画(案)

月	職員会議・いじめ防止対策委員会、職員研修	学校が実施する取組		
		いじめ未然防止の取組	いじめ早期発見の取組	家庭・地域との連携
4月	・1学期のいじめ未然防止の取組の確認(月初め) ・悩み事相談員の指定と周知 ・生徒指導及びいじめ防止対策(いじめ防止基本方針・いじめ重大事態)の取組に関する研修 ・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断 (月末)	・生徒にいじめ防止基本方針等の説明 ・悩み事相談員の周知 ・生徒会におけるいじめ防止対策の取組の検討	・いじめアンケートの実施(下旬) ・SOSの出し方に関する教育の実施	・いじめ防止基本方針等の説明(入学式・PTA総会) ・悩み事相談員の周知
5月	・生徒指導共通理解 ・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断 (月末) ・いじめに係る職員研修の内容の検討	・情報モラル教育講演会	・いじめアンケートの実施(下旬)	・情報モラル教育講演会 ・町学校運営協議会
6月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断 (月末)	・ピア・サポートの実施(3年生 学級活動)	・いじめアンケートの実施(下旬)	
7月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断 (月末)	・ポジティブ発言の奨励(生徒会)		・生徒指導地域推進委員会
8月	・いじめの認知 ・いじめへの対処			・町学校運営協議会

	・いじめ防止対策に係る職員研修			
9 月	・2学期のいじめ未然防止の取組内容の検討及び策定（生徒指導部会と連携） ・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断（月末）		・いじめアンケートの実施（上旬・下旬）	
10 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断（月末）			
11 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・ストレスに適切に対処できる力の育成に関する取組（検討） ・いじめの解消の判断（月末）	・人権教室	・いじめアンケートの実施（上旬） ・教育相談期間②	
12 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめの解消の判断（月末） ・3期のいじめ未然防止の取組内容の検討及び策定（生徒指導部会と連携）	・ストレスに適切に対処できる力の育成に関する取	・いじめアンケートの実施（上旬）	・生徒指導地域推進委員会
1 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめ防止基本方針の見直し ・いじめの解消の判断（月末）	・ピア・サポートの実施（学級活動）	・いじめアンケートの実施（上旬）	
2 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・いじめ防止基本方針及び年間計画の見直し ・いじめの解消の判断（月末）		・いじめアンケートの実施（上旬）	・町学校運営協議会
3 月	・いじめの認知 ・いじめへの対処 ・次年度のいじめ防止基本方針の改定 ・情報モラル教育年間指導計画の見直し ・いじめの解消の判断（月末） ・次年度への引継事項についての確認 ・次年度1学期のいじめ未然防止の取組内容の検討及び策定		・いじめアンケートの実施（上旬）	

いじめ・問題行動等対応記録票	
	記入日 令和 年 月 日 ()
	記入者 職：氏名
1 事故の種別 (リストから選択)	
2 発生日時	
3 発生場所	
4 対象生徒 (被害生徒) ※ 対象生徒と関係生徒との区別が難しい場合は全て対象生徒に記入する。	
5 関係生徒 (加害生徒) ※ 対象生徒と関係生徒との区別が難しい場合は全て対象生徒に記入する。	
6 事故の内容 1	
7 緊急性についての仮判断 (リストから選択)	
8 いじめの認定 (リストから選択)	
9 解消等事案の状況 (リストから選択)	
10 事故の内容 2	記入日：令和 年 月 日 ()、記入者 ()
11 事故の内容 3	記入日：令和 年 月 日 ()、記入者 ()
12 事故の内容 4	記入日：令和 年 月 日 ()、記入者 ()
13 事故の内容 5	記入日：令和 年 月 日 ()、記入者 ()
14 事故の内容 6	記入日：令和 年 月 日 ()、記入者 ()

参考文献

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改定）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（文部科学省 令和6年8月）
- ・生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省 平成29年3月14日改定）
- ・千葉県いじめ防止基本方針（千葉県・千葉市教育委員会 平成29年11月15日改定）
- 10 ・いじめの認知について ～先生方一人一人がもう一度確認してください～
（文部科学省 平成28年3月18日）
- ・生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3
基本方針を実効化する対策組織の構成と運用（国立教育政策研究所 令和3年7月）
- ・新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて（通知）
（文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 令和7年3月6日 6初児生第20号）
- ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）
（文部科学省初等中等教育局長 令和5年2月7日4 文科初第2121号）